

○沖縄大学大学院現代沖縄研究科履修規程

(2005年2月25日制定)

改正	2011年1月18日	2020年2月26日
	2015年1月6日	2022年2月10日
	2019年3月14日	2026年2月17日
	2020年7月2日	

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄大学大学院学則第11条に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(専攻)

第2条 現代沖縄研究科（以下「研究科」という。）に次の専攻を置く。

地域経営専攻

沖縄・東アジア地域研究専攻

(授業科目及び単位数)

第3条 研究科における授業科目及び単位数は、履修規程別表Ⅰ及び履修規程別表Ⅱのとおりとする。

(指導教員)

第4条 学生の研究及び論文の指導（以下「研究指導」という。）のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導演習を担当する専任教員をもって充てる。ただし、必要があるときは、研究科委員会（以下「委員会」という。）の認めた専任教員をもって充てることができる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

4 学生は、入学後所定の期日までに指導教員を定め、研究科長の承認を得なければならない。（別紙様式第1号）

5 指導教員の変更は、原則として認められない。ただし、委員会の議を経て変更を認めることがある。（別紙様式第2号）

(教育方法の特例)

第5条 研究科における授業及び研究指導は、委員会が教育上特に必要と認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(修了に必要な単位数)

第6条 地域経営専攻の学生は、講義科目、基礎研究及び事例研究から22単位以上、

第2編 学則 (沖縄大学大学院現代沖縄研究科履修規程)

演習科目から8単位の合計30単位以上を履修しなければならない。

- 2 沖縄・東アジア地域研究専攻の学生は、講義科目、基礎研究及び事例研究から22単位以上、演習科目から8単位の合計30単位以上を履修しなければならない。

(単位の認定)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又はレポート等により担当教員が行う。

- 2 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

- 3 追試験の時期は別に定める。

- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

- 5 修士論文または特定課題研究を完成できなかった者は、研究指導演習を再履修することとする。

(成績の評価)

第8条 各授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

(学位論文等の提出等)

第9条 学生は、演習担当教員との調整を経た上で、1年次の12月中旬までに、修士論文又は特定課題研究（以下「学位論文等」という。）の題目を、指導教員に提出しなければならない。

- 2 学生は、1年次の2月末日までに、学位論文等の計画書を研究科長に提出しなければならない。また休学、留年、長期履修生の2年目の学生も翌年度の学位論文等の計画書を研究科長に提出しなければならない。

- 3 前項の計画書を認定された学生は、2年次の10月に、当該学位論文等について中間発表しなければならない。また、長期履修を含めた全年次の中間発表については、大学院要覧に示す「研究指導計画」に別途定める。

- 4 学位論文等は、3月修了予定者にあつては1月15日までに、9月修了予定者にあつては7月末日までに提出しなければならない。

- 5 学位論文等を提出した学生は、学位論文等の審査・最終試験を受けなければならない。また、学位論文等の審査・最終試験に合格した後、最終発表を行わなければならない。

第10条 削除

(教職課程)

第11条 教育職員免許取得希望者のため、教職課程を置く。

- 2 本研究科において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

第2編 学則 (沖縄大学大学院現代沖縄研究科履修規程)

研究科名	専攻名	教育職員免許状の種類	免許教科
現代沖縄研究科	地域経営専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	沖縄・東アジア	中学校教諭専修免許状	社会
	地域研究専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

- 3 専修免許状の取得のためには、次の二つの条件を満たさなければならない。
- (1) 修士の学位を有すること。又は大学院に在学し、30 単位以上を修得すること。
 - (2) 地域経営専攻の場合は、学部で社会(中学)、公民(高校)の一種免許状を取得済みであること。
沖縄・東アジア地域研究専攻の場合は、学部で社会(中学)、地理歴史(高校)の一種免許状を取得済みであること。
- 4 取得すべき授業科目及び単位は、履修規程別表Ⅲのとおりとする。
- 5 一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教職課程」の授業科目を学部の科目等履修生として履修し、所定の単位を修得することで一種及び専修免許状を同時に取得することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て大学院委員会が行う。

附 則

この規程は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。(第 11 条追加、第 12 条は 1 条繰下げ)

附 則 (2011 年 1 月 18 日改正)

この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。(第 8 条の改正)

附 則 (2015 年 1 月 6 日改正)

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2019 年 3 月 14 日改正)

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2020 年 2 月 26 日改正)

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2020 年 7 月 29 日改正)

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2022 年 2 月 10 日改正)

第2編 学則 （沖縄大学大学院現代沖縄研究科履修規程）

この規程は、2022年4月1日から施行する。（別表ⅠⅡⅢの改正）

附 則（2026年2月17日改正）

この規程は、2026年4月1日から施行する。（第9条第3項、第5項の改正）

第2編 学則 (沖縄大学大学院現代沖縄研究科履修規程)

様式第1号 (第4条第4項関係)

修 士 論 文 指 導 教 員 届

西暦

年 月 日

沖縄大学大学院

現代沖縄研究科長 殿

現代沖縄研究科

専攻

学籍番号

氏 名

印

修士論文指導教員を下記のとおりお届けします。

記

研究題目：

指導教員名

印

注：指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長に届けなければならない。

第2編 学則 (沖縄大学大学院現代沖縄研究科履修規程)

様式第2号 (第4条第5項関係)

修 士 論 文 指 導 教 員 変 更 届

西暦

年 月 日

沖縄大学大学院

現代沖縄研究科長 殿

現代沖縄研究科

専攻

学籍番号

氏 名

印

修士論文指導教員を下記のとおり変更しますのでお届けします。

記

新 指導教員

印

旧 指導教員

印

理由：